

ID: 1284

担当部署: 町民課

処分の概要	被保険者証の再交付		
法令名 根拠条項	国民健康保険法施行規則 第7条第1項		
法令番号	昭和33年厚生省令第53号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>省令第7条の規定による。 (被保険者証の再交付及び返還)</p> <p>第7条 世帯主は、その世帯に属する被保険者に係る被保険者証を破り、よごし、又は失つたときは、ただちに、次に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出して、その再交付を申請しなければならない。</p> <p>(1) 被保険者の氏名、性別及び生年月日 (2) 再交付申請の理由 (3) 被保険者証の記号番号</p> <p>2 被保険者証を破り、又はよごした場合の前項の申請には、同項の申請書に、その被保険者証を添えなければならない。</p> <p>3 世帯主は、被保険者証の再交付を受けた後、失つた被保険者証を発見したときは、ただちに、発見した被保険者証を市町村に返還しなければならない。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日